

事 務 連 絡

平成24年6月4日

都道府県
各 指定都市 民生主管課 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

福島県相双地域等への介護職員等の応援について（協力依頼）

東日本大震災に被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

また、皆様におかれましては、支援活動等に多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

甚大な被害をもたらした今回の震災では、多くの施設や利用者の方が被災されましたが、震災発生直後から行われている事業者、自治体、関係団体等による支援活動は、大きな役割を果たしているものと認識しております。

さて、東京電力福島第一原子力発電所等が位置する福島県相双地域等においては、離職した高齢者施設の介護職員等の補充が進まず、施設によっては十分なサービスが提供できない、又は施設再開に当たって利用者の受入れを抑制せざるを得ない状況にあるなど、介護職員等の不足による影響が大きな問題となっています。

このため、職員不足問題の解決に向けた対応方針を協議する場として、福島県、福島県社会福祉協議会をはじめとする関係団体及び厚生労働省で構成する「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置し、別添1のとおり、関係団体の協力を得て、全国から介護職員等の応援を行うこととしました。

つきましては、管内市町村、事業者等へ周知していただき、福島県相双地域等の高齢者施設に対する介護職員等の応援について、別添2の募集要領に基づきご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本事業については、全国老人福祉施設協議会、全国老人保健施設協会及び全国社会福祉協議会と協力して取り組んでいる事業であることを申し添えます。

平成24年5月31日
福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定

福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱

1 事業の目的

平成24年3月29日発表の福島県の調査によると、緊急時避難準備区域であった相双地域等の特別養護老人ホーム等12施設のうち、介護職員数が震災当時から減少した施設は、8施設、減少職員数は49名であり、職員の確保について喫緊の課題となっていることから、雇用による職員の確保を基本としつつも、応急的な措置として、全国からの介護職員等の応援により対応することとする。

2 事業概要

相双地域等の施設からのニーズに対し、全国の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設から応援可能な職員を募り、条件の整った職員が、相双地域等の当該施設において応援を行う。

3 応援先の施設

(1) 所在地

福島県相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村）及びいわき市。

ただし、警戒区域、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域は除く。

(2) 施設種別

特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設

4 募集（応援）内容

上記3に記載する応援先の施設（以下、「受入施設」という。）のニーズに応じて、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 募集職種 介護職員を中心に受入施設の配置基準に規定されている職種
- (2) 応援期間 平成24年7月1日～平成25年3月31日の間で、2週間～3ヶ月間程度のサイクル。
- (3) 対象施設 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設

5 コーディネーターの設置

- (1) 受入施設のニーズの把握、上記4の募集（応援）内容の取りまとめを行い、それぞれの条件を調整（マッチング）し、応援職員を決定するコーディネーターを福島県社会福祉協議会に設置する。
- (2) 福島県相双地域等福祉人材確保対策会議はコーディネーターの求めに応じ、調整業務が円滑に行われるよう、協力するものとする。

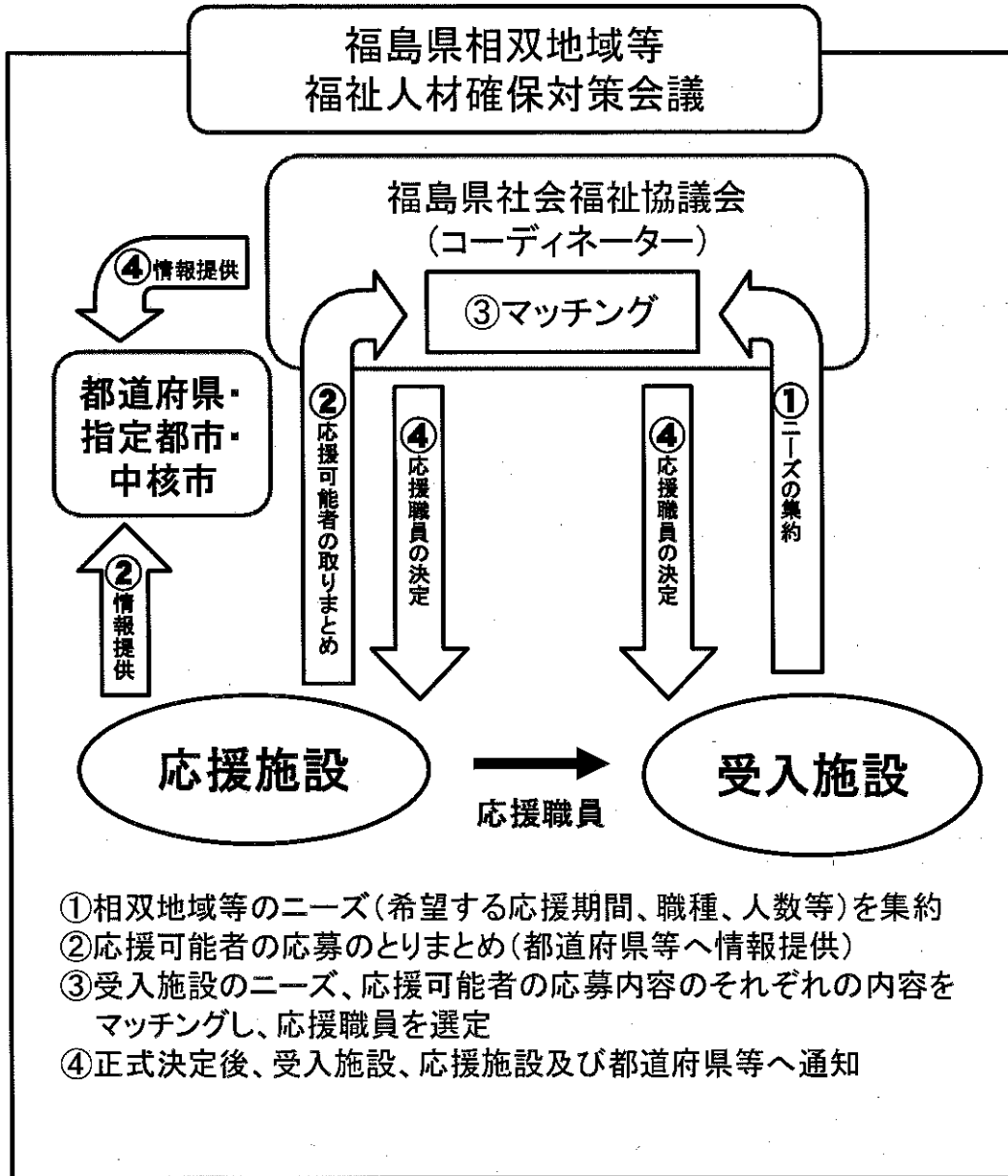
6 費用

本事業の実施に要する費用は、福島県が負担する。

7 その他

募集方法など本事業に関する詳細な内容については、福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議において調整する。

福島県相双地域等への介護職員等の応援事業のイメージ



平成24年5月31日
福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議決定

福島県相双地域等への介護職員等の応援事業に係る募集要領

「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱」（平成24年5月31日付福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定）に基づき実施する応援に関し、募集等についての具体的な内容は以下のとおりとする。

1 募集対象自治体

当面の間、当該地域の近隣県を中心に下記の18縣市とする。

青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、
青森市、秋田市、宇都宮市、前橋市、高崎市、さいたま市、川崎市、千葉市、
船橋市、柏市

なお、今後の状況に応じて、上記以外の自治体に拡大する可能性があり得る。

2 募集期間及び応援期間

今後の職員不足の解消状況を踏まえて対応するため、下記のとおり募集期間を区切り実施する。

募集期間		応援期間
開始日	締切日	
24.6.4	24.6.15	24.7.1～24.9.30
24.8.1	24.8.15	24.10.1～24.12.31
24.11.1	24.11.15	25.1.1～25.3.31

※募集期間等については、福島県社会福祉協議会HPに掲載予定。
福島県社会福祉協議会HP <http://www.fukushimakenshakyo.or.jp>

なお、上記応援期間後においても、依然として介護職員等の不足状況が改善されない場合は、改めて応援職員の募集を行うことがある。

3 募集（応募）方法

- (1) 都道府県、指定都市及び中核市（以下、「都道府県等」という。）は、管内に所在する特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設に、別紙の「介護職員等応援可能者登録票」（以下、「登録票」という。）を送付する。
- (2) 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設は、必要事項を記載要領等に従い記載後、登録票をコーディネーターである福島県社会福祉協議会へ送付（登録）するとともに、都道府県等に対し情報提供を行う。

4 応援職員の決定

コーディネーターは、次の手順により応援職員を選定、決定する。

- (1) 相双地域等の受入施設のニーズと、送付された登録票のそれぞれの条件からマッチングを行い、応援職員を選定する。
- (2) すべての条件が合致している場合であっても、選定した応援職員の所属する施設を通じ、あらかじめ本人の意向を確認する。
- (3) 意向確認の結果、本人等の了解を得られた場合には、受入施設及び当該応援職員の施設（以下、「応援施設」という。）に対し、受入施設名等、応援期間、現地での住居及び通勤手段を記載した「依頼状」を発行するとともに、応援施設の所在する都道府県等に対し情報提供を行う。

5 応援に係る費用等について

当該応援職員の人件費については、平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いに基づき適切に対応するものとする。

また、応援職員の旅費、宿泊費及び通勤に要する費用については、福島県社会福祉協議会を通じ福島県が負担する。

6 その他

1の募集対象自治体以外の自治体において、積極的な応援準備が整っている施設がある場合には、福島県社会福祉協議会まで情報提供いただき、個別に調整するものとする。

照会先

福島県保健福祉部高齢福祉課 024-521-7164

福島県社会福祉協議会 024-523-1256

平成 年 月 日 現在

介護職員等応援可能者登録票

県・市名 _____

施設種別	特養 ・ 老健	施設名	
住所		担当者名	
電話・FAX・E-mail			

送付時点で派遣者が特定出来る場合

	性別	年齢	応援可能期間(日間)	資格・職種	備考
例	男	45	24.7.1～9.30(92日間)	介護福祉士	
1					
2					
3					

送付時点で派遣者が特定出来ない場合

	性別	年齢	人数	応援可能期間(日間)	資格・職種	備考
例	—	—	2人	24.7.1～7.28(28日間)	介護福祉士	14日間で交代
1						
2						
3						

- ・ 資格・職種欄には、特養又は老健施設の配置基準に規定されている職種をご記入ください。
- ・ マッチングの過程で、福島県社会福祉協議会の担当者から確認をさせていただきます。
- ・ 応援職員の受入れには、受入施設の状況(住居の確保等)によりご要望にお応えできない場合、また、マッチングに時間がかかることも考えられますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 応援可能期間については、応援募集期間の終期にとらわれることなく記載ください。

受付日	
整理番号	

問合せ先

福島県社会福祉協議会 担当:加藤

電話: 024-523-1256

FAX: 024-524-3618

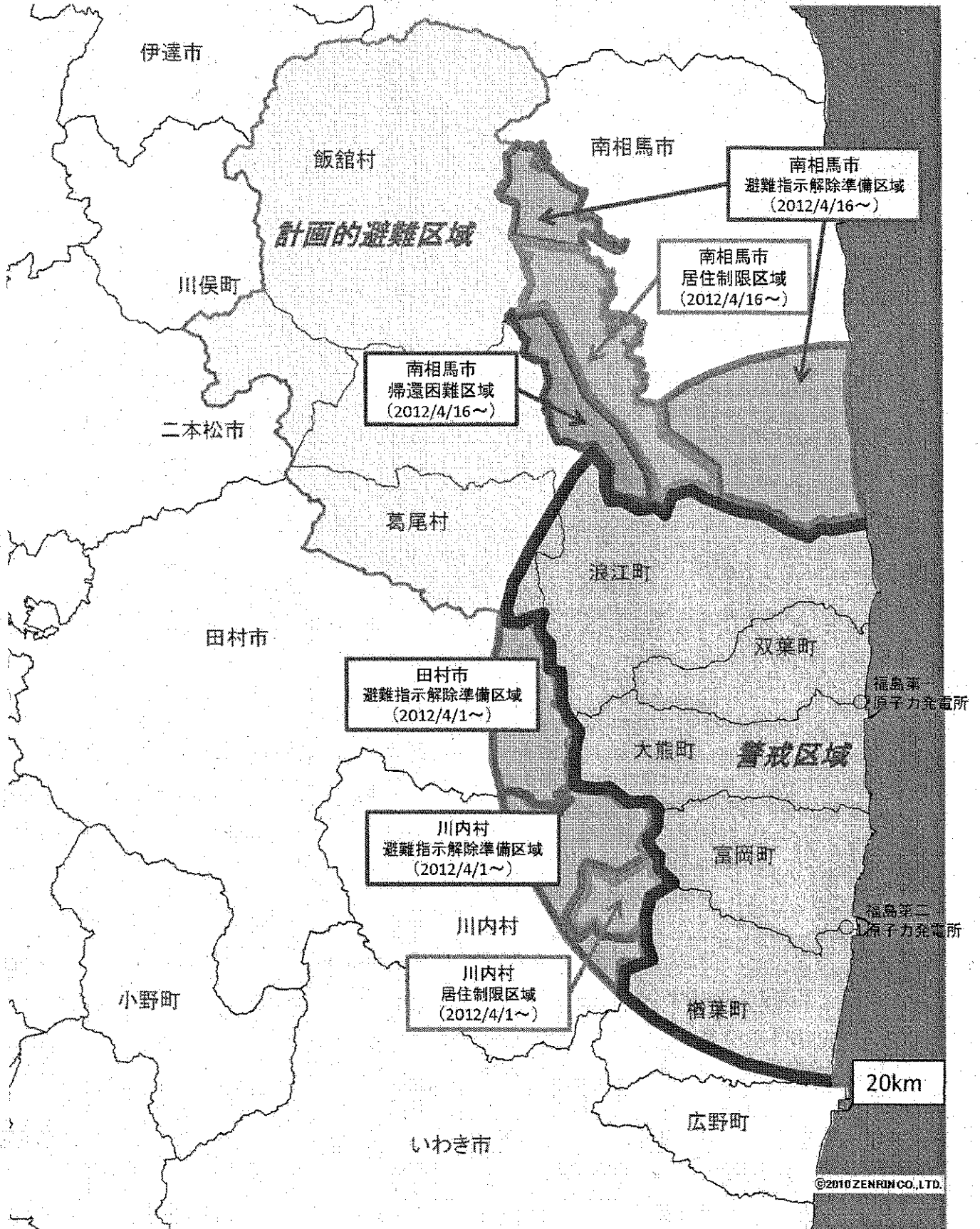
E-mail: shisetsu@fukushimakenshakyo.or.jp

福島県相双地域等における高齢者施設に対する介護職員等の応援・受入にかかるとのQ&A

Q	A
<p>1 応援職員に労災保険の適用はあるのか。(現地に着くまでが通勤災害になるのか)【H23.3.25】</p>	<p>・ 現地での業務上又は通勤による災害についてはもちろん、自宅又は応援施設から現地の受入施設への移動の際の事故についても、労災保険の対象となります。</p>
<p>2 職員が応援に行くことによって、施設配置基準を下回る事となることなどもよいのか。その場合、報酬は、減算対象となるのか。【H23.3.18】、【H23.3.22】</p>	<p>・ 利用者の処遇に著しい影響が生じない範囲であれば、応援により、配置基準を一次的に下回ってもやむを得ないと考えており、自治体におかれてもご配慮をお願いいたします。また、報酬については、減額対象とはなりません。</p>
<p>3 専門職種が異なる施設への応援もあり得るのか。</p>	<p>・ 可能な限りマッチングするよう調整したいと考えています。なお、マッチングに当たっては、応援施設・職員及び受入施設の意向を確認いたします。</p>
<p>4 応援職員について、1人あたりの応援期間はどの程度か</p>	<p>・ 応援期間については、原則3ヶ月程度をお願いしたいと考えていますが、2週間から応援可能な範囲内でお願しいたいと考えております。</p>
<p>5 実際に応援先で働く勤務先はどのような施設か。また、どの自治体で勤務することになるのか。</p>	<p>・ 応援先は、福島県相双地域等(3市、7町、3村)の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を想定しています。また、マッチングに当たっては、応援施設及び職員双方の意向を確認いたします。</p>
<p>6 応援登録後のスケジュールについては、どのようなようになるのか。今後応援可能な職員の取り扱いについて追加募集はあるのか。</p>	<p>・ 今後、相双地域の要請を受けて調整を行い、その後応援をお願いすることになります。なお、現地の事情によつては、直ちに応援をお願いする場合、また、マッチングに時間を要することもありますのでご留意願います。 ・ 今回の調査は、当面の応援可能人数を把握するためのものです。今後、相双地区からの要請があれば応援可能人数について、追加調査をしたいと考えています。</p>
<p>7 東京電力福島第一原子力発電所事故による危険地域に行くことではないのか。</p>	<p>・ 現在、「警戒区域」と「避難指示区域」の概念は、「警戒区域」、「帰還困難区域」、「居住制限区域」、「避難指示解除準備区域」、「計画的避難区域」に区分されています。今回の応援対象施設は、いずれにも該当しない地域に所在する施設(計画的避難区域で例外的に事業継続が認められている施設は含む)であり、当該地域においては、地域住民の方も平常に生活されています。今回の応援は、危険な地域に行くものではありません。なお、当該地域の放射線情報については、こちらをご覧ください。 http://fukushima-radioactivity.jp/ ・ 「警戒区域」…原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入りを制限している区域。 ・ 「帰還困難区域」…5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域 ・ 「居住制限区域」…年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求めめる地域 ・ 「避難指示解除準備区域」…年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確認された地域 ・ 「計画的避難区域」…これまで放出された放射線量から計算して、事故後1年間の放射線量を積算すると20ミリシーベルトに達する可能性がある地域(※) ※避難をするのが望ましいとされる国際放射線量基準は20～100ミリシーベルト</p>

【 】書きのある質問は、過去に厚生労働省から発出している通知において方針を示しているもの(日付は通知発出日)

警戒区域と避難指示区域の概念図 (平成24年4月1日以降)



「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」について

1 趣 旨

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、福島県相双地域等における特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等の職員不足の状況に鑑み、当該地域における職員不足の解消に資することを目的として、施設職員の雇用対策及び応急的な職員の応援に関する実施方策を検討する「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置すると共に、その下部組織として「福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議」を設置する。

2 検討課題

「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」においては、当面、福島県相双地域等における特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等の職員不足に対応するための雇用対策及び応急的な職員の応援について具体的な実施方策を協議する。

3 構成員

同会議の構成員は別紙のとおりとする。

4 会議の運営

同会議の運営は、福島県と厚生労働省が協働で行う。

福島県相双地域等福祉人材確保対策会議 構成員名簿

参加組織	役職・氏名
福島県保健福祉部	次長（生活福祉担当） 五十嵐 宏治
	次長（自立支援担当）兼障がい福祉課長 仲沼 安夫
福島県相双保健福祉事務所	所長 金木 明
福島県社会福祉協議会	事務局長 大川原 公年
福島県福祉人材センター	
福島県社会福祉施設経営者協議会	会長 星 光一郎
福島県老人福祉施設協議会	会長 三瓶 政美
福島県老人保健施設協会	会長 本間 達也
全国社会福祉協議会	中央福祉人材センター所長 福母 淳治
厚生労働省社会・援護局	福祉基盤課福祉人材確保対策室長 佐々木 裕介
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部	障害福祉課長 土生 栄二
厚生労働省老健局	高齢者支援課長 深澤 典宏
厚生労働省東北厚生局	総務管理官 * 障本 英俊
厚生労働省福島労働局	職業安定部長 山崎 直紀

事 務 連 絡

平成 2 4 年 6 月 4 日

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
公益社団法人 全国老人保健施設協会 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

福島県相双地域等への介護職員等の応援について（協力依頼）

標記については、平成 2 4 年 6 月 4 日付け事務連絡で各都道府県等に別添のとおり通知したところでありますが、貴会におかれましても当該通知文書の内容をご了知いただくとともに、会員各位にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。